

平成 2 2 年 度

学 校 監 査 報 告 書  
(笛吹市立一宮中学校)

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

一宮中学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成22年5月31日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

平成22年6月22日 午前10時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、一宮中学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
  - ① 不登校生徒数、理由とその対応状況（平成20年度から現在）
  - ② 笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウに規定される認定者の状況
  - ③ P T A会費、学級費、給食費等の学校納付金の減免に関する規程の適用者数、減免金額及び未納の状況とその対応

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成22年5月31日現在における一宮中学校から提出された一般会計歳

出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、一宮中学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われていた。

(2) 事務・事業の執行状況

一宮中学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

一宮 中学校	事務 事業	①学校納付金に係る通帳、印鑑等の保管及び支出の手続きについては、今後も十分留意すること。
		②PTA会費、学級費、給食費等の学校納付金については、今後も未納がないように努力されたい。
学校教育課	事務 事業	①学校施設の維持、修繕における懸案事項が多い。生徒の登下校や教職員の安全の確保のために、特に危険箇所は教育総務課と協議して、優先的に十分な対策を講じられたい。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

不登校生徒数、理由とその対応状況（平成20年度から現在）

《現状及び今後の方針等》

平成20年度 4名 平成21年度 6名 平成22年度 1名

不登校生徒が減少していない理由として、家庭環境の複雑さや、心の居場所がないということもあり、学校としての組織力を生かし、取り組みをさらに一段と強化したり、関係各機関との連絡相談指導を受ける中で、取り組んでいくことが望まれる。また校長のリーダーシップを発揮したり、不登校担当の役割を明確化していくことにより、さらに強化していきたい。

《指定事項②》

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウに規定される認定者の状況

《現状及び今後の方針等》

校長や、民生委員が特別とする案件はない

《指定事項③》

PTA会費、学級費、給食費等の学校納付金の減免に関する規程の適用者数、減免金額及び未納の状況とその対応

《現状及び今後の方針》

減免に関する規程なし。減免の適用事例なし。